

結婚新生活を始めるための 住居費用等を助成します

補助金の申請をご検討の方は、事前にご相談ください

対象世帯（すべてに該当）

- ① 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を受理された夫婦が属する世帯
- ② 夫婦の両方が婚姻の時点において39歳以下であること
- ③ 夫婦の所得の合計が500万円未満であること
※500万円以上であっても、貸与型奨学金を返還している場合は、年間返済額を所得の合計から控除できます
- ④ 申請時点で夫婦の一方が本市に居住していること
- ⑤ 市税等の滞納がないこと
- ⑥ 他の公的な制度による支援を受けていないこと

※上記以外にも条件があります

※前年度に申請した世帯で、上限額に達していない世帯も対象となります



対象経費

令和6年4月1日～令和7年3月31日
に支出したもの

- ☺住宅賃借費用
(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみ)
- ☺住宅取得費用
(新築費用、購入費用)
- ☺住宅のリフォーム費用
(修繕、増築、改築、設備更新などの工事費用)
- ☺引越し費用

補助金額

夫婦ともに29歳以下の世帯 上限60万円
上記以外の世帯 上限30万円

申請期間

令和6年4月1日～
令和7年3月31日
3月中に婚姻する予定の方は
お早めにご連絡ください。

申請・問合せ先

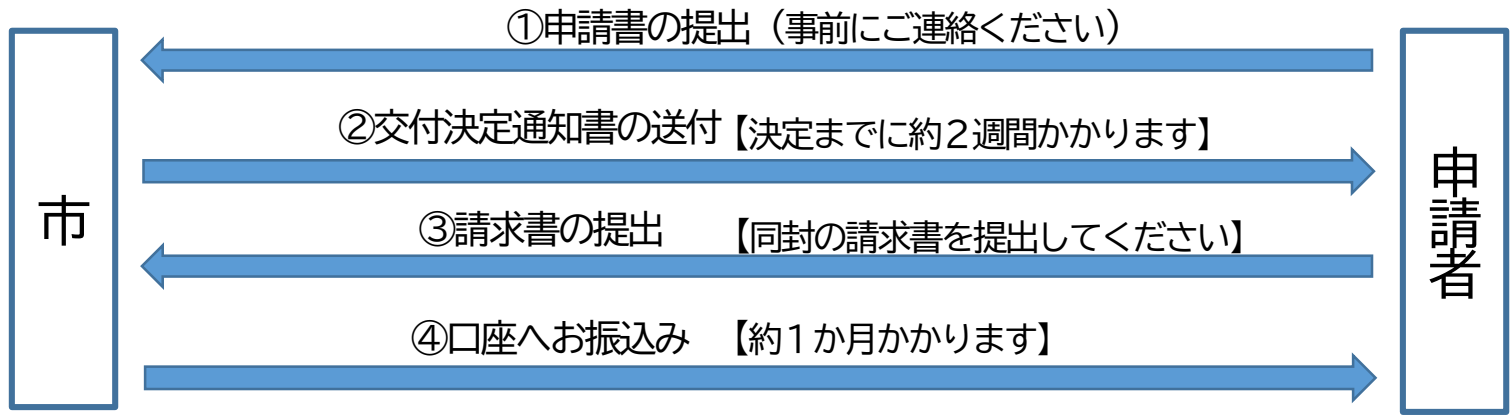
安中市役所 市民課 市民生活係
TEL: 027-382-1111 (内線1027)
(土日・祝日・年末年始を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)

詳しい内容はこちら



安中市結婚新生活支援補助金の申請をお考えの方へ

★申請から交付までの流れ



★添付書類

【共通書類】

- 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本
- 住民票
- 所得証明書（夫・妻）※申請時において直近のもの
- 所得を算定した年の貸与型奨学金の返還額が分かる書類（該当者のみ）

【住宅取得の場合】

- 新築・購入に係る工事請負契約書または売買契約書の写し
- 支払済み費用がわかる領収書

【リフォームの場合】

- リフォームに係る工事請負契約書または請書の写し
- 支払済み費用がわかる領収書

【賃借の場合】

- 住宅の賃貸借契約書
- 支払済み費用がわかる領収書
- 住宅手当支給証明書（夫・妻）※無職の場合は不要

【引越の場合】

- 家財の運送費用がわかる領収書

Q&A

Q1. 所得500万円は、収入で換算するとどのくらいですか？

A1. 年収(給与のみ)で、約678万円になります。
(あくまでも目安です。条件により異なります。)

※源泉徴収票をお手元にお持ちの方は、「所得控除後の収入」欄をご覧ください。
※わからないことがある場合は、事前に税務課窓口にご相談してください。

Q2. 婚姻届受理前から同居しています。同居期間中の賃料は補助の対象になりますか？

A2. 契約書等で婚姻を機に同居していることがわかる場合は、同居開始日から補助対象となります。

Q3. 友人に手伝ってもらい引越しました。引越費用として対象になりますか？

A3. 対象にはなりません。業者に委託した費用のみが対象となります。ご自身(ご友人)で引越を行った際のレンタカー代金や、不用品処分費などは対象となりません。

* ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

* この補助金は、住宅金融支援機構「フラット35（地域連携型）」と連携していますので、ご相談ください。

